

# 社会福祉法人愛子福祉会 理事等旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛子福祉会理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）の旅費の額、支給方法について定めるものである。

(費用弁償)

第2条 理事等が、招集に応じ会議に出席し、又は会務のため旅行したときは、それらについての費用弁償として旅費を支給する。ただし、職員が役員の場合は、旅費規程により費用弁償として旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊費及び役員会議等出席費用とする。

2 交通費は、航空運賃、鉄道運賃、船舶運賃、自動車運賃とする。

3 招集に応じて会議に出席し、又は施設長からの依頼に応じていずみ授産所又はフロンテースへ来所したときの旅費は、日当及び交通費の一定額を定めて、役員会議等出席費用として支給する。ただし、職員が役員の場合は、旅費規程により費用弁償として旅費を支給する。

4 第3項の旅費の額は、別表による。

5 鉄道によるよりも少ない運賃となるときは、航空機によることができるものとする。

6 新幹線を経由することにより所要時間を短縮できるときは、これによるものとする。

7 特別な事情により、前各項により難しいときは、理事長において別にこれを定め、支給することができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則 この規程は、昭和62年2月27日から施行し、昭和61年4月1日に遡って適用する

附 則 この規程は、平成15年10月3日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

<別表>

交 通 費 (航空・鉄道・船舶・自動車)	旅 費		役員会議等出席費用 (1日につき)	
	日 当 (1日につき)	宿 泊 費 (1夜につき)		
		県 内	県 外	
旅客運賃、急行料金、特急料金、新幹線特急料金、特別船室料金などの実費	円 3,000	円 9,000	円 10,000	円 3,000